

令和6年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年12月6日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
12番	大 石 哲 雄		

欠席議員（1名）

11番 檜 木 正 行

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 檜 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住 民 課 副 課 長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里

建設課長	谷本和久	建設課副課長	樫本貴寿
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局 教育委員会事務局 学校給食センター所長	瀬田和哉 芦口正史	教育委員会事務局副局長	吉田忠弘

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 56 号 令和 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 57 号 令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 59 号 令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 60 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 61 号 令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 62 号 令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 63 号 令和 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 12 議案第 64 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 13 議案第 65 号 令和 5 年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 報告第 9 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 1 5	承認第 6 号	令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 6	議案第 7 8 号	上富田町食育推進基金条例
日程第 1 7	議案第 7 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 1 8	議案第 8 0 号	上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 8 1 号	上富田町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 8 2 号	和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について
日程第 2 1	議案第 8 3 号	令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 2	議案第 8 4 号	令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 8 5 号	令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 8 6 号	令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 8 7 号	令和 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 8 8 号	令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	議案第 8 9 号	令和 6 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 9 0 号	令和 6 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9	議案第 9 1 号	財産の処分について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 4 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

樫木議員から欠席届が出ておりますので、受理しております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 4 回上富田町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 5 番、山本哲也君、6 番、正垣耕平君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第 2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 15 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は 15 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和6年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と本定例会までに提出のありました陳情書等の写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日12月6日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

今年も残すところ1か月となりました。

この1年を振り返ってみますと、元日にマグニチュード7.6、最大震度7を記録し、甚大な被害をもたらした能登半島地震に始まり、8月には宮崎県日向灘沖でマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生、この地震に伴い南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。

また、この夏は観測史上最高を更新する猛暑に見舞われました。和歌山県では、熱中症警戒アラートが過去最高の延べ65回発表されております。

さらに、9月には能登半島豪雨が再び能登半島を襲うなど、多くの自然災害、気象災害が相次いだ年でもありました。

本年に入り、防災・減災に関するお問合せや、訓練や研修会についての相談件数は増加傾向にあり、住民の皆様の防災意識の向上を実感しているところであります。

また、かねてより検討しておりました防災訓練については、令和6年度に実施形態を見直し、岩田地区防災訓練として実施しましたところ、約70名の地域住民の参加をいただき、避難所開設などの訓練を行いました。

防災・減災に係る取組につきましては、引き続き研究を進め、対策を講じてまいりま

すが、住民の皆様に、より身近に感じていただける取組が必要であると考えております。

今回、本定例会に提出しご審議をお願いします案件としましては、専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 1 件、議案として令和 5 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定 7 件、令和 5 年度水道事業会計及び下水道事業会計剰余金処分及び決算認定 2 件、令和 5 年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定 1 件、条例の制定 2 件、条例の一部改正 2 件、規約の変更 1 件、令和 6 年度一般会計及び特別会計の補正予算 6 件、令和 6 年度水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算 2 件、財産の処分について 1 件の合計 26 件であります。

ここで、議案第 78 号、上富田町食育推進基金条例の制定についてご説明させていただきます。

このたび、田辺市在住の野田忠氏から、南紀の台公民館の備品購入及び小中学校の食育教育に活用することとして、2,000 万円の寄付をいただきました。寄付の趣旨に沿い、新たに上富田町食育推進基金を設置し、寄付金の一部を小中学校の食育教育に資する資金として積み立てることといたします。本町の食育教育がより豊かなものとなりますよう活用させていただきたいと考えております。

次に、議案第 91 号、財産の処分についてであります。

今回処分する町有地は、上富田町生馬字下谷の雑種地でございます。当該物件につきましては、令和 4 年 11 月に町有財産売買の覚書を締結しており、このたび相手方と売買について合意に至ったことから、本案を提出するものでございます。

また、追加議案として人事案件 1 件を提出させていただく予定であります。

詳細につきましては担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第 4 議案第 56 号～日程第 13 議案第 65 号

○議長（松井孝恵）

この際、日程第 4 議案第 56 号、令和 5 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 13 議案第 65 号、令和 5 年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの 10 件を一括議題といたします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり、決算審査報告書が提出されていますので、事務局より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

令和6年12月6日、上富田町議会議長、松井孝恵様。

決算審査特別委員会委員長、山本哲也。

決算審査報告書。

令和6年第3回（9月）定例会において、本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第56号、令和5年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号、令和5年度上大中清掃施設組合歳入歳出決算認定についてまでの10件。

2、審査年月日。

令和6年9月18日、10月2日、3日、4日、7日、25日、11月1日。

3、審査結果。

議案第56号から議案第58号、議案第60号、議案第61号は賛成多数で、議案第59号、議案第62号、議案第65号は全員一致で認定すべきものとし、議案第63号、議案第64号は全員一致で可決及び認定すべきものとする。

4、審査意見。

指摘事項、口頭指摘事項、なし。

以上です。

○議長（松井孝恵）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

決算審査特別委員会委員長報告。

さきの定例会において、決算審査特別委員会に審査を付託されました議案第56号、令和5年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号、令和5年度上大中清掃施設組合歳入歳出決算認定についてまでの10議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、議長、監査委員を除く議員10名をもって構成され、委員長に私、山本哲也が、副委員長に谷端清委員が選任されました。9月15日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料、その他提出を求めた関係書類を基に所管課から詳細な説明を受け、予算が適正に執行されたかなど慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第５６号から議案第６２号までの令和５年度上富田町各種会計決算７件及び議案第６５号の令和５年度上大中清掃施設組合歳入歳出決算については、全て認定すべきもの、議案第６３号の令和５年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定及び議案第６４号、令和５年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、可決及び認定すべきものと決定しております。

今年度、指摘事項及び口頭指摘事項はございませんが、町当局におかれましては、審査において出された委員からの意見や提案を後年度の予算の編成、行政執行に生かされるよう努めていただきたいと思います。また、審査において、検討します、研究しますと答弁されたものについては、適宜、議会へ報告を行ってください。

今後も、町民の要望把握に努め、施策や事業の精査、検証を行いながら、行財政運営を効率的に行っていただくことを求め、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案の委員長報告に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、委員長報告に対する質疑については、事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに係る質疑は原則として許可できませんので、その点よろしく願いいたします。

△日程第４ 議案第５６号

○議長（松井孝恵）

日程第４ 議案第５６号、令和５年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

９番、吉本和広君。

○９番（吉本和広）

議案第５６号、令和５年度上富田町一般会計決算に対する反対討論を行います。

福祉政策で、安心して住み続けるためにデマンド型コミュニティバスによる移動手段を確保したことと、防災対策として無料で個別受信機の貸出しを行ったこと、町が5万円を上乗せして出産・子育て応援交付金事業などを行ったことは評価できます。しかし、地球温暖化対策として、学校など公共施設に太陽光パネルを設置しCO₂を削減する事業はありません。

商工費のスポーツセンター等管理費が増額され、広く町外の方への取組となっています。当町において経済波及効果を期待しての地方創生ですが、立ち止まって検証されているでしょうか。

その一方で、町内に目を向けたとき、国保の均等割が大幅に値上げされる下で子育て世代の負担が大きく増えています。赤字補填以外の町の施策による一般会計からの繰入は禁止されていませんが、繰入れがなされていません。

また、公立保育所では、会計年度任用職員は約3分の2を占め、保育士が確保できず待機児童が出る状況です。保育を民営化するのではなく、正職員を増やすという対応がなされていません。

県下の全市町村の職員に占める会計年度職員の割合は約30%です。しかし上富田町は約50%と、県下でも突出して会計年度任用職員の割合が高い自治体です。上富田町は類似団体に比べて会計年度任用職員が多く、また類似団体に比べて正職員が少なく、正職員の負担は大きいと思います。改善は少し見られますが、まだまだ不十分です。また、会計年度任用職員の処遇改善も不十分です。

そういったことへの対応が見られないことから、議案第56号、令和5年度上富田町一般会計決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５６号、令和５年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第５ 議案第５７号

○議長（松井孝恵）

日程第５ 議案第５７号、令和５年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

９番、吉本和広君。

○９番（吉本和広）

議案第５７号、令和５年度上富田町特別会計国民健康保険事業決算に対する反対討論を行います。

新制度の下でも賦課徴収の権限が上富田町にある中、令和５年度の上富田町の国保税率は、県が示す標準保険税率とせず、国保基金積立金３，０００万円の取崩しで軽減措置を講じていますが、均等割の負担率は昨年より増え、所得割、平等割の負担率も医療保険分、後期高齢者支援金分で増えています。前年度に比べて１人平均約１万円の負担増となりました。

令和５年度においても、資格書１４名、１か月短期保険証６６名、滞納世帯は２６１世帯に達して、差押件数は２０件となっています。国保の加入者の多くが低所得である

にもかかわらず、保険料が高過ぎるという国保の構造的問題は何ら解決していません。

モデルケースの所得 251 万円、40 歳代夫婦で未成年の子供 2 人の 4 人世帯で固定資産税 5 万円の場合、令和 5 年度年間 41 万 5,300 円となり、昨年より 3 万 9,200 円も上がりました。この 2 年間で約 10 万円上がることになりました。

コロナ禍と物価高騰の中、給与も上がらず、生活が大変な状況となっています。子育て支援の観点から、一般会計から法定外繰入れを行い、18 歳までの子供に係る均等割の減免が必要ですが、行われていません。

よって、議案第 57 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 57 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 6 議案第 58 号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第58号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第58号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業決算に対する反対討論を行います。

監査委員の報告にあるように、令和5年度の赤字額は8,937万2,715円となり、赤字が減少しているものの多額の赤字が恒常化しています。

宅地造成事業は、減額に努力されていますが、繰上げ充用での対応となっています。今後は、町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充当額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第58号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５８号、令和５年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第７ 議案第５９号

○議長（松井孝恵）

日程第７ 議案第５９号、令和５年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５９号、令和５年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 8 議案第 60 号

○議長（松井孝恵）

日程第 8 議案第 60 号、令和 5 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

議案第 60 号、令和 5 年度上富田町特別会計介護保険決算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第 8 期の 3 年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者の介護保険料は、年収の約 1 か月分が有無なしの年金天引きとなっています。担当課は介護予防事業として、まちかどカフェ、転倒無し（てんとうむし）教室、シニアエクササイズなどに取り組み、実績を上げていることは高く評価できます。しかしながら、令和 3 年 8 月より食事代等の補足給付費が改正されることにより、入所に係る費用が年金額を超えて入所が困難なケースが上富田町でもありました。特に、第 3 段階の 2 の施設入所者は、月に食費が 2 万円以上上がる負担増となりました。年金が月 10 万円を少し超えた方は、ユニット型に入所すると要介護 5 で月に食事代 4 万 8 0 0 円、プラスサービス費 2 万 8, 6 5 0 円プラス居住費 3 万 9, 3 0 0 円、合わせて 10 万 8, 7 5 0 円となります。さらに、加算と医療費等が 1 万円程度必要で、年金 10 万円を超える約 12 万円の負担となります。洗髪費や衣服代などを含めると負担はさらに増えます。

町民から特別養護老人ホームの入所の相談が町にありました。ケアマネジャーも入り希望を聞くと、相談者から、夫の年金は 10 万円と少しです。頼れる家族は妻の私のみで、私の年金は 7 万円もありません。私の国民年金から不足分の 2 万円を支払うと残りは 5 万円です。私は家賃費用も支払わなければならない、生活できませんと話されました。

町職員は、入所が困難な限られた旧施設の過小型しか紹介できず、苦勞されています。高齢になればショートステイや施設入所が必要になりますが、補足給付費の改正によって、安心して活用できない状況です。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が社会全体で負担することになっていません。

安心して介護の利用ができる予算になることを願って、議案第60号、令和5年度上富田町特別会計介護保険決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号、令和5年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第61号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第61号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第61号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらうと始まった医療制度です。保険料は2年に1回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が令和3年度以降は軽減特例が廃止され7割軽減となり、まさしく高齢者に痛みを感じてもらう政策となっています。

一昨年10月から、年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し医療費の2割負担が実施されました。窓口負担2割になる方が令和5年3月末で299人となっています。高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。複数の治療を行っている方も多く、医療費が2倍となり大きな負担となっています。

高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若い世代に比べて3倍から4倍程度と高くなります。マクロ経済スライド調整率が年金水準を引き下げたため、年金支給額は実質的には目減りしています。物価が高騰する中、少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。

よって、議案第61号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第62号

○議長（松井孝恵）

日程第10 議案第62号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 1 議案第 6 3 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 1 議案第 6 3 号、令和 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 6 3 号、令和 5 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 6 4 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 2 議案第 6 4 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算

認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号、令和5年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

△日程第13 議案第65号

○議長（松井孝恵）

日程第13 議案第65号、令和5年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号、令和5年度上大中清掃施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 報告第9号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第14 報告第9号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第9号についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第9号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、和解の相手方は記載のとおりであります。

2、事件の概要。

令和6年7月24日午後1時35分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町岡の町道大坊奈目良線にて、役場作業員の運転する車両が横の広場から車道へと後退したところ、走行してきた相手方車両と接触し相手方の車両を損傷した。

3、和解の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により、保険会社から22万5,000円を修理業者に支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年10月1日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより報告第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分であり承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第 15 承認第 6 号～日程第 29 議案第 91 号

○議長（松井孝恵）

これより日程第 15 承認第 6 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 29 議案第 91 号、財産の処分についての件まで 15 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、承認第 6 号についてご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 10 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 6 年 12 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 10 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 6 年度上富田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,381 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86 億 8,095 万 5,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 2 日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

15 款国庫支出金では、補正前の額に 1,233 万 1,000 円を追加し、12 億 5,

409万1,000円と定めております。

19款繰入金では、補正前の額に148万5,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1,381万6,000円を追加し、86億8,095万5,000円と定めております。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に1,381万6,000円を追加し、13億6,681万5,000円と定めております。

歳出合計では、補正前の額に1,381万6,000円を追加し、86億8,095万5,000円と定めております。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから8ページまでは、恐れ入りますがお目通しをいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

3、歳出です。

2款総務費、4項選挙費では、10月15日に公示された衆議院議員総選挙費として1,381万6,000円を措置しております。

8目衆議院議員総選挙費、1節報酬から8節旅費につきましては、開票管理者、開票立会人、投票立会人への報酬ほか、選挙事務に携わった職員の時間外勤務手当、選挙管理委員会委員の費用弁償などを措置しております。

10節需用費から13節使用料につきましては、ポスター掲示に係る費用のほか、入場券郵送代などを措置、17節備品購入費では、最高裁判所裁判官国民審査に係る読み取り集計器及び反転ユニットなどを購入しております。

13ページから14ページの給与費明細書につきましては、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

15款国庫支出金、3項委託金では1,233万1,000円を措置、1目総務費委託金では、国からの委託金として1,233万1,000円を措置、19款繰入金、2項基金繰入金では148万5,000円を措置、備品購入に係る町負担分として148万5,000円を措置しております。

以上が今回の補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

給食センター所長、芦口正史君。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（芦口正史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第78号について説明させていただきます。

15ページをお願いします。

議案第78号、上富田町食育推進基金条例。

上富田町食育推進基金条例を別紙のように制定する。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地産地消による食育推進を図る資金を積み立てるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

新たに制定する上富田町食育推進基金条例（案）です。

次のページの要旨に沿って説明させていただきます。

上富田町食育推進基金条例の要旨。

制定の趣旨としましては、地産地消による食育推進を図るため、上富田町食育推進基金を設置するとしております。

制定の内容としましては、1条、目的（基金を設置すること）、2条、積立（積立金については町の一般会計で定めること）、3条、運用（設置目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めること）、4条、管理（現金の有利な保管）、5条、運用益金の処理（予算に計上し基金に編入できること）、6条、繰替運用（現金を歳計現金に繰り替えて運用できること）、7条、処分（事業実施のために予算の範囲内で処分できること）、8条、委任（条例以外の必要な事項は別に定めること）です。

施行期日は、公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

それでは、議案第79号について説明させていただきます。

議案第79号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）。

改正を必要とする条例は、第１条の職員の給与等に関する条例、第２条の上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第３条の上富田町消防団条例の３条例でございます。

改正の内容につきましては、各条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則としまして、第１項、この条例は、令和７年６月１日から施行するとしてございます。

また、第２項から次のページの第５項に罰則の適用等に関する経過措置を設けております。

参考資料といたしまして、２１ページから２４ページに新旧対照表を、２５ページに要旨を添付してございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第８０号につきまして説明させていただきます。

２６ページをお願いいたします。

議案第８０号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和６年１２月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、令和６年１２月２日から被保険者証または組合員証が廃止されることにより、重度心身障害児（者）医療費、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費の医療費給付に必要となる、医療保険の確認が困難となるため、本案を提出す

るものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、条例改正の案文でございます。

改正内容につきまして、改正の要旨に沿って説明させていただきますので、30ページの参考資料をお願いいたします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨といたしまして、令和6年12月2日から被保険者証または組合員証の新規発行がされなくなることにより、重度心身障害児（者）医療費、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費の医療費給付に必要となる、医療保険の確認が困難となるため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしまして、本条例の別表第2中「生活保護関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加えることで、更新等の際に資格確認書等の提示ができない場合でもマイナンバーにより医療保険給付関係情報を確認することができるものでございます。

3、施行期日といたしまして、公布の日から施行するとしてございます。

参考資料として、28、29ページに新旧対照表を添付してございます。恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第81号についてご説明いたします。

議案第 8 1 号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例。

上富田町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

理由、下水道法施行令の一部改正に伴い公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しを行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町下水道条例の一部改正。

上富田町下水道条例の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「法第 1 2 条の 1 0 第 1 項」を「法第 1 2 条の 1 1 第 1 項」に改め、同項第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

改正内容につきましては改正の要旨でご説明させていただきますので、3 4 ページをお願いします。

上富田町下水道条例の一部を改正する条例の要旨。

1、改正の趣旨。

下水道法施行令の一部改正に伴い、上富田町下水道条例を改正する。

2、改正の内容。

政令第 6 条第 1 項第 2 号において、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に係る基準とされたことによる改正。

このほか、既存の引用条項ずれによる改正となっております。

3、施行期日。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

3 3 ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

議案第 8 2 号についてご説明をいたします。

3 5 ページをお願いいたします。

議案第 8 2 号、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止または不納欠損処分をすることについての判定事務を加え、和歌山地方税回収機構規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、森林環境税の賦課徴収に伴い、森林環境税に係る滞納処分等を行うための和歌山地方税回収機構の共同処理する事務及び規約の変更に係る協議について、議会の議決を求めるため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

和歌山地方税回収機構規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山地方税回収機構規約の一部改正。

和歌山地方税回収機構規約の一部を次のように改正する。

以下、規約改正（案）文でございます。

37ページに新旧対照表を参考資料として添付しておりますが、38ページの要旨で説明をいたします。

38ページの変更の要旨をお願いいたします。

和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の要旨。

1、変更の要旨ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から国税である森林環境税が創設されました。その賦課徴収については、個人住民税の均等割と合わせて市町村が行うため、令和7年度以降に滞納となった個人住民税が和歌山地方税回収機構に移管された場合、森林環境税の徴収も行う必要があります。

しかしながら、当機構の規約では、森林環境税の徴収については明記されておらず、今後は森林環境税の徴収ができるよう、当機構が共同処理する事務及び規約の変更が必要となります。

なお、機構の規約改正については、地方自治法第290条に基づき県内全30市町村議会の議決を要することから、本議会での議決を求めるものであります。

2、施行期日といたしまして、この規約は、令和7年4月1日から施行するとしてございます。

以上、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

10時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 03 分

再開 午前 10 時 17 分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 83 号についてご説明いたします。

39 ページをお願いいたします。

議案第 83 号、令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 6 年度上富田町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 3,622 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89 億 1,718 万 2,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 6 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

10 款地方特例交付金では、補正前の額に 6,675 万 5,000 円を追加し、8,675 万 5,000 円と定めております。

11 款地方交付税では、補正前の額から 6,999 万 9,000 円を減額。

15 款国庫支出金では、補正前の額に 3,751 万 1,000 円を追加。

16 款県支出金では、補正前の額に 1,283 万 6,000 円を追加。

17 款財産収入では、補正前の額に 704 万 7,000 円を追加。

18 款寄付金では、補正前の額に 2,150 万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に9,116万7,000円を追加。
20款繰越金では、補正前の額に7,465万7,000円を追加。
21款諸収入では、補正前の額に123万7,000円を追加。
22款町債では、補正前の額から648万4,000円を減額。
歳入合計では、補正前の額に2億3,622万7,000円を追加し、89億1,718万2,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額から213万7,000円を減額し、8,895万8,000円と定めております。
2款総務費では、補正前の額に1,254万8,000円を追加。
3款民生費では、補正前の額に1億485万6,000円を追加。
4款衛生費では、補正前の額に5,864万8,000円を追加。
5款農林水産業費では、補正前の額から144万8,000円を減額。
6款商工費では、補正前の額に30万円を追加。
7款土木費では、補正前の額に2,165万7,000円を追加。
8款消防費では、補正前の額に2万9,000円を追加。
9款教育費では、補正前の額に2,949万2,000円を追加。
11款公債費では、補正前の額に1,228万2,000円を追加。
歳出合計では、補正前の額に2億3,622万7,000円を追加し、89億1,718万2,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」、変更が1件ございます。

6、臨時財政対策債では、補正前の額から648万4,000円を減額し、限度額を1,351万6,000円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから46ページまでは、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、55ページをお願いいたします。

歳出の説明に入りますが、全体としまして、給料、職員手当等、共済費につきましては人事異動及び児童手当法の改正を反映させた補正となっております。これらにつま

しては説明を省略し、各項の科目及び補正額、目以下につきましては、新規事業や金額の増減の大きなものなど主なものについてのみご説明しますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出。

1 款議会費、1 項議会費では、補正前の額から 2 1 3 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 款総務費、1 項総務管理費では、補正前の額に 2 1 3 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 目防災対策費、1 0 節需用費では、岩田方鹿の防災行政無線電源ユニットの交換費用として修繕料 8 8 万円を措置してございます。

また、4 目庁舎管理費、1 2 節委託料では、第 5 次 L G W A N に対応するための環境整備費用として、ネットワーク環境整備業務委託料として 2 3 1 万 9, 0 0 0 円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

8 目町民協働費では、町内会館の整備費補助金として 1 5 0 万円を追加。

9 目地域交通対策費では、路線バスのキャッシュレス化への補助金として 7 0 万円を措置しております。

1 0 目企画費、1 8 節負担金、補助及び交付金では、プロ選手等の育成に取り組むスポーツ団体を支援する補助金として 5 0 万円を措置、2 4 節の積立金につきましては、企業版ふるさと納税分となります。

2 項徴税费では、補正前の額に 1 3 6 万 3, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に 9 0 3 万 2, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

4 項選挙費では、補正前の額に 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

3 款民生費にいきまして、1 項社会福祉費では、補正前の額に 2 5 6 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 項障害福祉費では、補正前の額に 6, 7 1 9 万円を追加。

1 目障害福祉費、1 9 節扶助費では、障害福祉サービス等給付費について 4, 6 6 0 万円を追加措置してございます。主な要因としましては、基本報酬単価の見直し、各種加算の創設、見直しなどの報酬改定の影響による追加となります。

次のページをお願いいたします。

上段、2 2 節償還金、利子及び割引料につきましては、過年度精算による返還金として 1, 9 3 3 万円を措置してございます。

3 項児童福祉費では、補正前の額に 1, 3 4 5 万 3, 0 0 0 円を追加。

1 目児童福祉総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金では、子どものための教育・保育給付費負担金のほか、第2子以降保育料等助成金など1, 4 8 5 万4, 0 0 0 円を追加措置してございます。2 2 節償還金、利子及び割引料では、過年度精算による返還金として1 5 6 万1, 0 0 0 円を措置してございます。

2 目児童福祉医療費及び3 目児童措置費の2 2 節償還金、利子及び割引料につきましては、こちらも過年度精算により返還金を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4 目保育所費の1 0 節需用費では、遊戯室の消火設備の修繕費用として7 5 万円を措置してございます。

4 項保険年金費では、補正前の額に2, 0 0 1 万5, 0 0 0 円を追加。

2 目社会福祉医療費、2 7 節の繰出金では、主な要因としまして、過年度分の療養給付費の精算による負担増に伴い、特別会計後期高齢者医療への繰出金として2, 0 9 2 万8, 0 0 0 円を追加措置してございます。

5 項老人福祉費では、補正前の額に1 6 3 万3, 0 0 0 円を追加。

1 目老人福祉費、2 7 節繰出金では、特別会計介護保険への繰出金として1 6 2 万9, 0 0 0 円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費では、補正前の額に1, 0 5 7 万7, 0 0 0 円を追加。

1 目保健衛生総務費、2 2 節償還金、利子及び割引料では、過年度精算により返還金8 6 5 万円を措置してございます。また2 目予防費では、1 8 節負担金、補助及び交付金ではがん患者アピアランスケア助成金として1 9 万円を措置してございます。こちらにつきましては、がん患者やがん経験者の方のウィッグ等の医療用補正具の購入費を助成する事業となります。

2 2 節償還金、利子及び割引料では、過年度精算による返還金を措置してございます。

2 項清掃費では、補正前の額に4, 8 0 7 万1, 0 0 0 円を追加としてございます。

次のページをお願いいたします。

1 目清掃総務費、2 4 節積立金では、一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金への積立金として5, 0 0 5 万2, 0 0 0 円を追加措置してございます。当該施設につきましては、2 0 3 2 年度以降に建設がなされ、2 0 3 7 年度に供用開始することを目指すことから、この工程に備えるため、準備基金を追加措置し積み増しするものでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費では、補正前の額から1 4 4 万8, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費、1 項商工費では、補正前の額に3 0 万円を追加。

次のページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項土木管理費では、補正前の額に 4 1 6 万 1, 0 0 0 円を追加。

1 目土木総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金では、生馬小学校裏の急傾斜地対策の県事業に対する負担金として 1 8 1 万 8, 0 0 0 円を措置しております。

2 項道路橋梁費では、補正前の額に 1, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円を追加。

3 目道路メンテナンス事業費につきましては、トンネル長寿命化修繕設計委託料として 1, 6 0 0 万円を措置してございます。

3 項河川費では、補正前の額から 3 万 9, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

4 項都市計画費では、補正前の額に 2 3 6 万 1, 0 0 0 円を追加。

5 項住宅費では、補正前の額に 2 万 3, 0 0 0 円を追加。

8 款消防費、1 項消防費では、補正前の額に 2 万 9, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費にいきまして、1 項教育総務費では、補正前の額に 1, 4 7 7 万 6, 0 0 0 円を追加。

2 目事務局費、2 4 節積立金では、今回新たに創設する上富田町食育推進基金への積立金として 1, 5 0 0 万円を措置してございます。財源につきましては、全額寄付金によるものとなります。

2 項小学校費では、補正前の額に 5 1 9 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 目小学校管理費、1 0 節需用費では、市ノ瀬小学校のフェンスの修繕などとして 2 9 1 万 8, 0 0 0 円を措置してございます。また、1 7 節備品購入費 2 2 5 万 1, 0 0 0 円につきましては、令和 7 年度より朝来小学校のクラスが増えることが見込まれることから、それに備えるための追加措置となります。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費では、補正前の額から 1 3 6 万 7, 0 0 0 円を減額。

1 目中学校管理費、1 7 節備品購入費では、教育相談室への空調機器設置ほか 1 1 5 万 7, 0 0 0 円を措置しております。

また、2 目中学校教育振興費では、こちらは部活動推進事業について指導員の確保ができなかったこと、また部活動の地域移行により、2 5 2 万 4, 0 0 0 円を減額措置しております。

4 項学校給食費では、補正前の額に 3 7 9 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 目学校給食費、1 0 節需用費では、米価格の高騰により給食費 2 5 0 万円を追加措置しております。

18節負担金、補助及び交付金では、アレルギー対応弁当持参の保護者に対し給食費相当の補助を実施するもので、130万円を措置してございます。

5項社会教育費では、補正前の額に643万1,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

1目社会教育総務費、18節負担金、補助及び交付金では、岡の八上神社の危険木の伐採への補助金として58万7,000円を措置してございます。

3目公民館費では、14節工事請負費で、こども食堂への対応として岩田公民館の調理室へ温水器設置をするため70万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費では、補正前の額に65万9,000円を追加。

11款公債費、1項公債費では、補正前の額に1,228万2,000円を追加。

1目元金では、償還金額の確定により1,418万2,000円を追加措置してございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入についてご説明をいたしますので、47ページにお戻りをお願いいたします。

2、歳入。

10款地方特例交付金、1項減収補填特例交付金では、補正前の額に6,675万5,000円を追加。こちらは定額減税による減収分を補填するものとなっております。

11款地方交付税、1項地方交付税では、補正前の額から6,999万9,000円を減額。こちらは当初算定分の確定による減額補正としてございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額に2,623万1,000円を追加。社会福祉費及び児童福祉費に係る給付費などの国庫負担分を措置してございます。

2項国庫補助金では、補正前の額に1,128万円を追加。児童福祉費、土木管理費に係る国庫補助分を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金では1,291万4,000円を追加。

2項県補助金では、補正前の額から7万8,000円を減額としてございます。

次のページをお願いいたします。

17款財産収入、1項財産運用収入では、補正前の額に54万7,000円を追加。それぞれ利息分の追加となります。

2項財産売払収入では、補正前の額に650万円を追加措置。こちらにつきましては、

大谷老人憩いの家の跡地売却分の補正となっております。

18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に2,150万円を追加。

3目教育費寄付金、1節社会教育費寄付金につきましては、南紀の台公民館の備品購入への財源として500万円、それから上富田町食育推進基金積立金の財源として1,500万円といった形で活用する予定となっております。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に9,116万7,000円を追加。次のページをお願いいたします。

6目財政調整基金繰入金につきましては、歳出における一般財源分を繰り入れるもので、財政調整基金繰入金として8,948万7,000円を措置してございます。

20款繰越金、1項繰越金では、補正前の額に7,465万7,000円を追加。これは前年度繰越金となります。

21款諸収入、3項雑入では、補正前の額に123万7,000円を追加。

22款町債、1項町債では、補正前の額から648万4,000円を減額。こちらも当初算定分確定による減額補正となります。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第84号及び85号につきまして説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。

議案第84号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和6年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,796万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

4 款財産収入では、補正前の額に 1, 0 0 0 円を追加し、1 4 万 5, 0 0 0 円と定めています。

5 款繰入金では、補正前の額から 3 3 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

6 款繰越金では、補正前の額に 4 6 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

8 款国庫支出金では、補正前の額に 1 万 1, 0 0 0 円を追加。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に 1 2 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 9 億 5, 7 9 6 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額から 1 0 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、5, 4 2 0 万円と定めています。

3 款国民健康保険事業費納付金では、補正はございません。

5 款基金積立金では、補正前の額に 1, 0 0 0 円を追加。

7 款諸支出金では、補正前の額に 2 3 0 万 9, 0 0 0 円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に 1 2 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 9 億 5, 7 9 6 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

8 8 ページから 9 0 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

9 1、9 2 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では補正額 1, 0 0 0 円を追加。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では 1 0 7 万 6, 0 0 0 円を減額。

5 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金では 2 2 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では 4 6 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では 1 万 1, 0 0 0 円を追加。

続きまして、9 5、9 6 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では17万9,000円を追加。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費では124万4,000円を減額。

97、98ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分につきましては財源内訳の変更によるもので、金額の増減はございません。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国民健康保険基金積立金では1,000円を追加。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金では100万円を追加。

7 款諸支出金、2 項返還金、1 目返還金では130万9,000円を追加。こちらにつきましては、県への交付金返還金を措置してございます。

なお、99、100ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第85号につきまして説明させていただきます。

101ページをお願いいたします。

議案第85号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

令和6年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,553万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款繰入金では、補正前の額に2,092万8,000円を追加し、2億3,161万3,000円と定めています。

4 款繰越金では、補正前の額に332万2,000円を追加。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に2,425万円を追加し、3億9,553万円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 1 万 4, 0 0 0 円を追加し、9 6 4 万 4, 0 0 0 円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に 2, 3 7 8 万 5, 0 0 0 円を追加。

3 款保健事業費では、補正前の額に 4 5 万 1, 0 0 0 円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に 2, 4 2 5 万円を追加し、3 億 9, 5 5 3 万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

1 0 3 ページから 1 0 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

1 0 6、1 0 7 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金では 2, 0 9 2 万 8, 0 0 0 円を追加。主なものといたしまして、療養給付費繰入金として 1, 9 7 3 万 5, 0 0 0 円を措置してございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では 3 3 2 万 2, 0 0 0 円を追加。

続きまして、1 0 8、1 0 9 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目徴収費では 1 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 2, 3 7 8 万 5, 0 0 0 円を追加。主なものといたしまして、過年度分療養給付費負担金として 1, 9 7 3 万 5, 0 0 0 円を措置してございます。こちらにつきましては、前年度分の医療費確定により、負担済額との差額分を負担するものになります。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では 4 5 万 1, 0 0 0 円を追加。人間ドック費補助金の追加措置をしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 8 6 号についてご説明申し上げます。

110ページをお願いします。

議案第86号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

令和6年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億251万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,435万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款財産収入では、補正前の額に2万4,000円を追加。

2款諸収入では、補正前の額に1億248万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億251万3,000円を追加し、2億2,435万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費では、補正前の額に202万4,000円を追加。

4款予備費では、今回新たに1億48万9,000円を措置してございます。

歳出合計では、補正前の額に1億251万3,000円を追加し、2億2,435万7,000円と定めてございます。

次の112ページから114ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

115、116ページをお願いします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額に2万4,000円を追加し14万6,000円。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に1億248万9,000円を追加し2億2,204万9,000円。1節宅地分譲収入では、中田食品株式会社への売却価格2億530万円と今年度売却した4筆1,304万3,000円が主な増額となります。

計としまして、補正前の額に1億248万9,000円を追加し、2億2,421万

1, 000円と定めてございます。

3、歳出です。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、1 目宅地造成事業費、補正前の額に202万4, 000円を追加し5, 101万6, 000円。16 節公有財産購入費では、当初予算1, 500万円に今回200万円を追加し朝来の大谷老人憩いの家跡地を購入するもので、来年度、隣接する保有土地と合わせて宅地造成を計画しているためです。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、今回新たに1億48万9, 000円を措置してございます。

先ほど歳入でご説明しました宅地分譲収入が2億1, 834万3, 000円と、その他収入も合わせ、歳入総額を2億2, 435万7, 000円としています。

また、歳出では宅地造成費、公債費、前年度繰上充用金で1億2, 386万8, 000円としており、歳入歳出均衡の原則から予備費へ1億48万9, 000円を計上し、歳出総額についても2億2, 435万7, 000円としております。

後ほど議案第91号でご説明いたします土地を売却することで、宅地事業会計の健全化を図ることができます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくお願いします。

117ページをお願いします。

私からは、議案第87号についてご説明させていただきます。

議案第87号、令和6年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和6年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1, 924万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2, 091万1, 000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額に 6 2 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、3 億 9, 2 1 5 万 4, 0 0 0 円と定めています。

4 款支払基金交付金では、補正前の額に 1 2 0 万 6, 0 0 0 円を追加。

5 款県支出金では、補正前の額に 6 7 万 7, 0 0 0 円を追加。

6 款財産収入では、補正前の額に 2 万 1, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金では、補正前の額より 2, 0 7 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

8 款繰越金では、補正前の額に 3, 1 8 8 万 6, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 1, 9 2 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 7 億 2, 0 9 1 万 1, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 7 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、4, 4 8 1 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額に 1 2 0 万円を追加。

4 款地域支援事業費では、補正前の額に 3 8 7 万 7, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金では、補正前の額に 8 8 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

6 款基金積立金では、補正前の額に 4 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 1, 9 2 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 7 億 2, 0 9 1 万 1, 0 0 0 円と定めています。

1 2 0 ページから 1 2 2 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しくださいますようお願いします。

1 2 3 ページ、1 2 4 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金では 2 8 2 万 4, 0 0 0 円を追加、主なものとして介護給付費負担金過年度分を措置しています。

2 項国庫補助金では合計で 3 3 7 万 9, 0 0 0 円を追加、主なもので、2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金で 8 1 万 6, 0 0 0 円を追加、6 目介護保険保険者努力支援交付金で 1 8 1 万 7, 0 0 0 円を追加しています。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金では合計で 1 2 0 万 6, 0 0 0 円を追加、現年度分の介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金を追加しています。

1 2 5、1 2 6 ページをお願いします。

5 款県支出金、1 項県負担金では 1 5 万円を追加。

2 項県補助金では合計で 5 2 万 7, 0 0 0 円を追加。

6 款財産収入、1 項財産運用収入では 2 万 1, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金では合計で 1 6 2 万 9, 0 0 0 円を追加、主なものとしまして、1 目介護給付費繰入金で 1 5 万円を追加、2 目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では 4 0 万 9, 0 0 0 円、4 目低所得者保険料軽減繰入金で 1 8 万 4, 0 0 0 円の追加、現年度分につきましては令和 6 年度交付金の額が決定したことによる 1 2 万 6, 0 0 0 円の減額、過年度分につきましては令和 5 年度実績報告による 3 1 万円の追加交付分となります。

1 2 7 ページをお願いします。

5 目その他一般会計繰入金で 7 6 万 8, 0 0 0 円を追加しています。

2 項基金繰入金では 2, 2 3 7 万 8, 0 0 0 円を減額しています。

8 款繰越金、1 項繰越金では前年度繰越金 3, 1 8 8 万 6, 0 0 0 円を追加しています。

1 2 9 ページ、1 3 0 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 7 6 万 8, 0 0 0 円を追加しています。主に人件費分の追加となります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では合計で 1 2 0 万円を追加。

1 目居宅介護サービス給付費は、財源内訳の変更をしております。

5 目居宅介護サービス計画給付費で 1 2 0 万円を追加しています。

1 3 1 ページ、1 3 2 ページをお願いします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では合計で 3 2 6 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費で、訪問通所等事業費として 3 5 0 万円を追加しています。

2 目一般介護予防事業費では 2 3 万 6, 0 0 0 円の減額、人件費の減額となります。

2 項包括的支援事業・任意事業費では、合計で 6 1 万 3, 0 0 0 円を追加、介護予防ケアプラン作成委託料 3 5 万円の追加と人件費によるものです。

1 3 3 ページ、1 3 4 ページをお願いします。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金では、過年度分介護給付費地域支援事業費等の返還金 8 8 7 万 4, 0 0 0 円を追加しています。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金で 4 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加しています。

１３５ページ、１３６ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、芝健治君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

議案第８８号についてご説明をいたします。

１３７ページをお願いいたします。

議案第８８号、令和６年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第１号）。

令和６年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１４０万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２９９万３，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月６日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

１款財産収入、補正前の額から１５万円を減額し、４２５万８，０００円と定めています。

２款繰越金、補正前の額に１５５万３，０００円を追加。

歳入合計としまして、補正前の額に１４０万３，０００円を追加し、１，２９９万３，０００円と定めています。

歳出です。

１款委員会費、補正前の額に２万円を追加し、９９万２，０００円と定めています。

２款総務費、補正前の額に１３８万３，０００円を追加。

歳出合計では、補正前の額に１４０万３，０００円を追加し、１，２９９万３，０００円と定めています。

次の１３９ページから１４１ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどをお願いいたします。

142、143ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節財産貸付収入、関電高圧線下補償費他15万円減額、このことは、関西電力及びN T T等の鉄塔敷地料、電柱土地使用料、立木伐採補償料について、決算を見込んで減額するものであります。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金155万3,000円です。このことは、繰越金が確定したため追加するものであります。

144ページ、145ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款委員会費、1項委員会費、1目管理委員会費、1節報酬2万円としていますが、管理会委員2人の交代によって生じた重複する1か月分の委員報酬となります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に138万3,000円を追加しています。

まず、7節報償費2万円は、記念品代として、管理会委員を退任されたお二方に対して感謝状の贈呈の際にお渡しする記念品です。

11節役務費2万円、振込手数料は、今年度10月以降、振込による送金に手数料を要することによるものです。

12節委託料11万円、伐採木等処分委託料は、特殊伐採業務により生じた伐採木の搬出及び処分に係るものです。

14節工事請負費30万円、立木伐採工事請負費は、主に特殊伐採業務の追加分です。特殊伐採とは、建物や電線などの障害物に囲まれて通常の樹木伐採が困難な場合、ロープを駆使して木に登り、樹木の上部から何回かに分けて切り、つり下ろすなどして伐採を行う手法です。

24節積立金については、93万3,000円を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第89号についてご説明させていただきます。

146ページをお願いします。

議案第89号、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額に170万9,000円を追加し、計5億3,155万3,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に170万9,000円を追加し、計5,122万6,000円と定めています。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額に343万4,000円を追加し、計5億3,411万1,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に343万4,000円を追加し、計4億9,802万9,000円と定めています。

147ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に281万6,000円を追加し、計5,975万9,000円と定めています。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

148ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

149ページをお願いします。

令和6年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1款水道事業収益、既決予定額に170万9,000円を追加し、5億3,155万3,000円と定めています。

2項営業外収益、既決予定額に170万9,000円を追加し、5,122万6,000円と定めています。

4目雑収益、既決予定額に170万9,000円を追加し、266万円と定めています。こちらにつきましては、能登半島地震に伴う石川県能登町での水道管の応急復旧活

動に伴う費用について、令和6年度能登半島地震に係る応急復旧費用に関する負担協定に基づき、能登町からの支払いに対し、雑収益で170万9,000円を措置しているものでございます。

次に、支出です。

1 款水道事業費用、既決予定額に343万4,000円を追加し、5億3,411万1,000円と定めています。

1 項営業費用、既決予定額に343万4,000円を追加し、4億9,802万9,000円と定めています。

1 目原水及び浄水費、既決予定額から8万円を減額し、1億5,447万7,000円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の補正でございます。

150ページをお願いします。

2 目配水及び給水費、既決予定額に53万7,000円を追加し、1億4,677万4,000円と定めています。こちらにつきましては、職員2名分の給与費等の補正と、委託料で富田川にかかる水管橋の点検を漏水調査委託料として61万8,000円を措置してございます。

3 目業務費、既決予定額に295万9,000円を追加し、4,409万円と定めています。こちらにつきましては職員2名分の給与等の補正でございます。

4 目総係費、既決予定額に1万8,000円を追加し、1,541万4,000円と定めています。こちらにつきましても職員1名分の給与費等の補正でございます。

151ページをお願いします。

令和6年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額のみご説明させていただきます。

152ページをお願いします。

令和6年度末時点の予定資金増加額（又は減少額）はマイナスの2億1,783万1,802円、これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期末残高7億3,660万4,694円を予定してございます。

153ページをお願いします。

このページから156ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

157ページをお願いします。

令和6年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き税抜きで表示しておりますが、それぞれの合計額のみで説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産、固定資産合計では31億3,681万2,966円となっております。

2の流動資産、流動資産合計では8億367万4,190円。

資産合計では39億4,048万7,156円を予定しております。

158ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計では6億4,457万9,751円。

4の流動負債合計では9,661万6,584円。

5の繰延収益では7億35万5,859円。

負債合計では14億4,155万2,194円となっております。

次に、資本の部でございます。

6の資本金では18億1,431万4,864円。

7の剰余金、159ページをお願いします。

剰余金の合計では6億8,462万98円。

資本合計では24億9,893万4,962円。

負債資本合計では39億4,048万7,156円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

160ページをお願いします。

私からは、議案第90号についてご説明申し上げます。

議案第90号、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度上富田町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、既決予定額に253万2,000円を追加し、計2億1,616万6,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に253万2,000円を追加し、計1億6,214万円と定めています。

第2款農業集落排水事業収益、既決予定額に177万4,000円を追加し、計2億6,408万8,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に177万4,000円を追加し、計1億9,957万7,000円と定めています。
続きまして、支出。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に253万2,000円を追加し、計2億1,566万6,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に253万2,000円を追加し、計1億9,107万8,000円と定めています。

161ページをお願いします。

第2款農業集落排水事業費用、既決予定額に177万4,000円を追加し、計2億6,407万4,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に177万4,000円を追加し、計2億4,956万3,000円と定めています。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のように改める。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、事業費の組替えに伴うもので、補正額はございません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

科目職員給与費、既決予定額から122万3,000円を減額し、計1,679万7,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第5条、予算第9条中「1億9,556万9,000円」を「1億9,629万5,000円」に改める。

令和6年12月6日提出、上富田町長奥田誠。

162ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

163ページをお願いします。

令和6年度上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1 款公共下水道事業収益、既決予定額に 2 5 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、2 億 1, 6 1 6 万 6, 0 0 0 円と定めています。

2 項営業外収益、既決予定額に 2 5 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、1 億 6, 2 1 4 万円と定めています。

1 目他会計補助金、既決予定額に 2 3 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、8, 8 9 9 万円と定めています。

3 目負担金、既決予定額に 1 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、6 6 万 1, 0 0 0 円と定めています。新規加入に伴う受益者負担金の精算により補正してございます。

2 款農業集落排水事業収益、既決予定額に 1 7 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 億 6, 4 0 8 万 8, 0 0 0 円と定めています。

2 項営業外収益、既決予定額に 1 7 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 億 9, 9 5 7 万 7, 0 0 0 円と定めています。

1 目他会計補助金、既決予定額から 1 6 3 万 5, 0 0 0 円を減額し、8, 6 3 5 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 目負担金、既決予定額に 3 4 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、3 7 0 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。新規加入に伴う加入負担金の精算により補正してございます。

1 6 4 ページをお願いします。

支出です。

1 款公共下水道事業費用、既決予定額に 2 5 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、2 億 1, 5 6 6 万 6, 0 0 0 円と定めています。

1 項営業費用、既決予定額に 2 5 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、1 億 9, 1 0 7 万 8, 0 0 0 円と定めています。

3 目処理場費、既決予定額に 3 7 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、3, 8 3 3 万 6, 0 0 0 円と定めています。上富田浄化センターのOD槽に設置している水中プロペラ付散気装置等の修繕費を追加補正してございます。

5 目総係費、既決予定額から 1 2 2 万 3, 0 0 0 円を減額し、1, 5 9 6 万 1, 0 0 0 円と定めています。職員 2 名分の給与費等の人件費を補正してございます。

2 款農業集落排水事業費用、既決予定額に 1 7 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 億 6, 4 0 7 万 4, 0 0 0 円と定めています。

1 項営業費用、既決予定額に 1 7 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 億 4, 9 5 6 万 3, 0 0 0 円と定めています。

3目処理場費、既決予定額に177万4,000円を追加し、5,761万8,000円と定めています。汚泥のくみ取り料金変更に伴い、し尿浄化槽清掃手数料を補正してございます。

165ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出。

支出です。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、補正額はございませんが、1目ポンプ改良事業費、既決予定額から45万4,000円を減額し、新たに3目管渠改良事業費で45万4,000円を追加してございます。

令和6年度上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額のみご説明させていただきます。

令和6年度末時点の予定資金増減額（又は減少額）は246万7,810円、これは上記のキャッシュ・フローの合計額となります。

資金期首残高4億4,740万7,693円。

資金期末残高4億4,987万5,503円を予定してございます。

167ページから169ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

170ページをお願いします。

令和6年度上富田町下水道事業予定貸借対照表でございます。

それぞれの合計額のみでご説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産、固定資産合計では67億4,614万665円となっております。

2、流動資産、流動資産合計では4億6,829万1,100円。

資産合計では72億1,443万1,765円を予定しております。

負債の部でございます。

3、固定負債、固定負債合計では17億5,587万2,509円。

171ページをお願いします。

4、流動負債、流動負債合計では2億4,130万2,379円。

5、繰延収益、繰延収益合計では34億5,331万6,199円。

負債合計では54億5,049万1,087円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金では12億5,900万5,687円。

7、剰余金、剰余金合計では5億493万4,991円。

資本合計では１７億６，３９４万６７８円。

負債資本合計では７２億１，４４３万１，７６５円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第９１号についてご説明申し上げます。

１７２ページをお願いいたします。

議案第９１号、財産の処分について。

下記のとおり町有財産を処分することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、売却物件、西牟婁郡上富田町生馬字下谷１７３１番８、雑種地１万８，３４５平方メートル。

２、売却価格、一金２億５３０万円。

３、目的、企業用地として。

４、契約の相手方、和歌山県田辺市下三栖１４７５番地の１３０、中田食品株式会社、代表取締役中田吉昭。

令和６年１２月６日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

当該物件につきましては、令和４年１１月１６日に中田食品株式会社と町有財産売買の覚書を締結しており、このたび相手方と売買について合意に至ったことから、当該町有地を売却するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

参考資料としまして、町有財産売買仮契約書の写しを添付してございます。

この仮契約書の第１６条におきまして、この契約は、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づき、甲の議会の議決を得たときは、本契約が成立するものとするとして定めてございます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に定める予定価格７００万円以上及び面積５，０００平方メートル以上の不動産の売払いとなるため、今回上程するものです。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は12月16日午前9時00分となっていますので、ご参集をお願いします。

お疲れさまでした。

延会 午前11時30分